

葛卷町農業委員会
第21回総会議事録

1 日 時 令和5年3月28日(火) 午後1時30分から午後2時00分

2 会 場 葛巻町役場

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による届書の受理について

報告第3号 農地等の利用状況報告書の受理について

報告第4号 令和4年度利用意向調査の結果について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の承認について

議案第5号 令和5年度農作業標準賃金標準額(案)の承認について

4 出席委員

① 深 澤 進

② 門 場 政 一

③ 藤 森 康 隆

④ 上 家 照 男

⑤ 川 崎 美由起

⑦ 落 宰 勝

⑧ 星 野 順 子

⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

⑥ 久 保 淳

6 議事録署名委員

⑧ 星 野 順 子

⑨ 外 平 静 子

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 美 歌 (事務局長補佐)

吉 田 実 菜 (総務係長)

議 長

【開 会】

ただ今から、葛巻町農業委員会第21回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中8名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、6番久保委員から欠席の申し出がありましたのでお知らせします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第1》

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番星野委員、9番外平委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の和野補佐、吉田係長を指名いたします。

《日程第2》

次に、日程第2、会期の決定を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。

【補佐 拳手】

事 務 局

月 日	内 容	出 席 者
2月27日	岩手県農業会議第5回理事会 (エスポワールいわて)	深澤会長
3月2日	家族経営協定セミナー (エスポワールいわて)	和野
	岩手県農業公社との契約 (役場)	吉田、山下
3月3日	第4回地域農業マスタープラン実践塾 (web)	和野
3月4日	「日本山ぶどうワイン協会」設立総会 (グリーンテージ)	深澤会長
3月14日	農作業標準賃金等検討会 (役場室)	深澤会長、門場代理、星野農政小委員長、久保農政小委員長代理、木戸場農地小委員長代理、服部事務局長、和野
	現地調査 (町内)	門場代理、落宰委員、和野、山下
3月15日	岩手県農業会議定期総会・第6回理事会 (エスポワールいわて)	深澤会長
3月15日 ~22日	集落座談会 (町内13会場)	各委員、各推進委員

3月15日	議会・袖山会との情報交換会・送別会 (森のこだま館)	深澤会長、服部事務局長
3月20日	葛巻町認定農業者協議会定期総会 (グリーンテージ)	深澤会長
3月24日	基盤法等一部改正に係る農地中間管理事業の実務説明会	吉田、山下

議長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

事務局

議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書でございます。

●●●の●●●●さんが父・●●さんが亡くなったことにより畑7筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。面積等は記載のとおりです。

受理通知書については3月24日に送付させていただいております。

以上でございます。

議長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果を2番、門場職務代理にお願いします。

【2番 門場職務代理 挙手】

2番

現地確認の結果を報告します。

1筆を除き、5筆は牧草地やデントコーン畑として活用されておりました。

以上です。

議長

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第5》

次に日程第5、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による報告書の受理についてを議題に供します。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第7》

次に日程第7、報告第4号、令和4年度利用意向調査の結果についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

事務局

議案書は4ページをご覧ください。利用意向調査の結果について報告いたします。対象農家数は23戸、筆数は28筆、面積は54,126㎡となっております。内容につきましては、備考欄に記載している意向区分ごとに、①の農地中間管理機構を利用したい方が11戸 ②の自分で売買、貸借の手続きが3戸 ③の自分で耕作、管理が3戸 ④はその他で、池のように水がたまっているなど湿田で、使いにくいことなどから来年度の農地パトロールにおいて確認していただき「非農地判断」を希望されている方などです。

今後におきましては、皆様からは出し手・受け手の調整のほか、農地パトロールの充実・強化と「非農地判断」を適切に行っていただき、遊休農地の発生防止・解消に引き続き努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

説明が終わりました。

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第8》

次に日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定を求めることについてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

事務局

議案書は5ページをご覧ください。●●●●さん所有の農地、●●第●●地割字●●●●の田2筆、畑5筆、計7筆26,767㎡を、息子の●●●●さんに所有権移転するものでございます。

申請書は6～9ページをご覧ください。調査書は10ページに記載しております

が、農業の後継者として経営移譲され、農地としての確認もできており、特に問題ないものと思われます。申請地の位置図は 11 ページとなっております。

なお、地区担当の芳田推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議 長 この事案は、現地確認が行われております。
現地確認結果の報告を、7 番落宰委員にお願いします。

【7 番 落宰委員 挙手】

落宰委員。

7 番 現地確認の結果を報告します。
7 筆すべて、牧草や花きの栽培などに使用されていることを確認しました。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり、承認することに決定いたしました。

《日程第 9》

次に日程第 9、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

提案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

事務局 議案書は 12～13 ページをご覧ください。一括方式について、ご説明いたします。

1 件目は、●●地区の●●●●●さん持分 4 分の 1 相続人代表●●●さん所有の田 2 筆、畑 4 筆、計 6 筆 10,696 m²を、農地中間管理機構である岩手県農業公

社を通して、●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

2件目は、●●●地区の●●●●さん所有の畑1筆 6,649 m²を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、●地区の●●●さんが賃貸借するものです。

3件目は、●●●地区の●●●●さん所有の田1筆、畑3筆の計4筆 11,384 m²を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、●地区の●●●さんが賃貸借するものです。いずれも新規の案件となります。利用目的や期間などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思います。以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定いたします。

《日程第10》

次に日程第10、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

提案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

事 務 局

議案書は14ページをご覧ください。

利用権貸借分について、ご説明いたします。岩手県農業公社所有の●●第●●地割字●●●及び●●第●●地割字●●の田1筆、畑3筆、計4筆 25,404 m²を、●●地区の●●●●●さんへ一時貸付するものです。新規の案件となります。利用目的や期間などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思います。以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたら、どうぞ。2番、門場職務代理。

2 番

期間ですが今年度限りということになっていますが、何か特別な理由があつてのこ

とですか。

議 長 事務局。

事 務 局 昨年度、所有権移転の関係で皆様方にお諮りした件ですけれども、契約に至らなかったもので、今シーズンといいますか今年度は秋まで借りて、その後また手続きするというので進める予定でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

2 番 秋には所有権移転ということですね。

事 務 局 はい、その予定です。

議 長 ほかに。

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定いたします。

《日程第 11》

次に日程第11「議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

事 務 局 和野補佐。

議案書は、15 ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第7条第1項で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされ、前回平成30年10月に令和5年度までの計画を策定しております。

今回、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、指針を定めなければならないと規定され、本町におきましても、改正農業委員会法の内容を反映させるため、本指針の見直しを行い、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、並びに新規参入の促進等に取り組むものでございます。

16 ページ左側の第1、基本的な考え方ですが、下から9行目、岩手県及び葛巻町

の基本構想が5年度に策定されますがその内容を踏まえ、必要であればこの指針についても年度内に見直しを行う予定となっております。

16ページの右側をお願いします。第2の具体的な目標、推進方法等についてですが、数値目標は、平成30年度策定の指針をほぼ継承した数値となっております。担い手への集積目標は、引き続き令和12年度末までに80%とするものです。

17ページをお願いします。左側、中程に担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法として、①として地域計画の策定に主体的に取り組むこととしております。②中間管理機構との連携 ③農地の利用調整と利用権設定を推進などとしております。以上でございます。

議

長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第 12》

次に日程第12、議案第5号、令和5年度農作業標準賃金標準額（案）の承認についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

事務局

議案書は19ページからご覧ください。令和5年度の農作業賃金標準額につきましては、先ほど、総会前に農政小委員長より説明がありまして、2月21日に農政小委員会で原案を作成し、その後3月14日に農作業賃金等設定検討会を開催して内容を精査したものが、標準額表(案)となっております。

20ページをご覧ください。新年度との変更点は、岩手県最低賃金が昨年10月に821円から854円に改定されたことに伴い、作業別賃金の標準額を200円ずつ引き上げることで見直しを行ったものです。それに伴い、超過時間給と時間給も値上げとなっています。

これは、岩手県の最低賃金が示されるのが毎年10月頃とされており、年度途中で賃金が値上げされた場合でも、来年の3月までに最低賃金を下回らないよう標準

議

長

額を設定しております。

また、岩手県農業会議の指針に基づき、他市町村の状況を踏まえ、作業機ごとの農作業請負料金についても、100円程度の値上げを行ったものです。以上でございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号、令和5年度農作業標準賃金標準額（案）の承認についてを、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第5号、令和5年度農作業標準賃金標準額（案）の承認については原案のとおり決定し、4月1日から適用することになりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第21回総会を閉会いたします。